

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
---	---

Issue 10 • 2006/04/28 ~ 2006/05/12

一、相关新法令及新政策

l 国家工商行政管理总局 商务部 海关总署 国家外汇管理局关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见

【发布单位】国家工商行政管理总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局

【发布文号】工商外企字【2006】81号

【发布日期】2006-04-24

【施行日期】2006-04-24

【提示】该执行意见对外商投资的公司组织机构、设立形式、登记申请期限、审批和登记时需要提交的文件、出资方式、出资监管、境内投资、办事机构的地位、涉及出资的海关和外汇管理等问题作出了明确而具体的规定。关于该执行意见的内容简析，请查看本期资讯的“相关新信息”栏目。

【相关文件】

n 国家工商行政管理总局外商投资企业注册局负责人就《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》答记者问的讲话内容

请点击以下网址查看：

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=888&myRandom=.59170687050155>

一、関係する新法令及び新政策

l 外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見

【発布機関】国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局

【発布番号】工商外企字【2006】81号

【発布日】2006-04-24

【施行日】2006-04-24

【コメント】この執行意見は、外商投資の会社の組織機構、設立形式、登記申請期限、審査批准・登記の際に提出が必要な書類、出资方式、出資監督管理、域内投資、事務機構の位置付け、出資に係る税関と外国為替管理等の問題について明確かつ具体的な規定を設けています。この執行意見の内容についての簡潔な分析については、今期掲載の「関係する新たな情報」の欄をご覧ください。

【関係文書】

n 国家工商行政管理総局外商投資企業登録局責任者による「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」についての記者の質問に対する回答内容

- n 外商投資の会社設立登記申請書
下載網址：
<http://wzj.saic.gov.cn/bszn/form/slgs.pdf>
更多外商投資企業登記書式下載網址：
http://wzj.saic.gov.cn/bszn/wzBSZN_xx.asp?strSessionID=&myRandom=.583455926253756

【法令全文】

國家工商行政管理總局 商務部 海關總署 國家
外匯管理局關於印發《關於外商投資的公司審批
登記管理法律適用若干問題的執行意見》的通知

工商外企字【2006】81 號

各省、自治區、直轄市及計劃單列市工商行政
管理局、商務主管部門、外匯管理局，各直屬海關，
各國家級經濟技術開發區：

第十屆全國人民代表大會常務委員會第十八
次會議 2005 年 10 月 27 日審議通過的《關於修改
〈中華人民共和國公司法〉的決定》和國務院《關
於修改〈中華人民共和國公司登記管理條例〉的
決定》已經於 2006 年 1 月 1 日實施。為了準確適
用法律，規範、便民、高效地開展外資審批和登
記管理工作，促進外商投資企業健康發展，提高
我國利用外資的質量和水平，現將《關於外商投
資的公司審批登記管理法律適用若干問題的執行
意見》印發給你們，請遵照執行。執行中有何問
題，請及時報告。

附：《關於外商投資的公司審批登記管理法律適
用若干問題的執行意見》

國家工商行政管理總局
商務部
海關總署
國家外匯管理局
二〇〇六年四月二十四日

主題詞：外資 登記 意見 通知
抄 送：外交部、司法部、勞動與社會保障部、國
家稅務總局
國家工商行政管理總局辦公廳
2006 年 4 月 27 日印發

下記 URL をクリックしてください。
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=888&myRandom=.591700687050155>

- n 外商投資の会社設立登記申請用紙
ダウンロード先 URL：
<http://wzj.saic.gov.cn/bszn/form/slgs.pdf>
さらに多くの外商投資企業登記書式のダウン
ロード先 URL：
http://wzj.saic.gov.cn/bszn/wzBSZN_xx.asp?strSessionID=&myRandom=.583455926253756

【法令全文】

外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用に
あたっての若干問題についての
國家工商行政管理總局 商務部 稅關總署 國家
外國為替管理局による執行意見

工商外企字【2006】81 號

各省、自治區、直轄市及び計画單列市の工商行政
管理局、外國為替管理局、各直屬の稅關、各國家
級經濟技術開發區に宛てる

第十期全國人民代表大會常務委員會第十八回
會議が 2005 年 10 月 27 日の審議で採択した『中
華人民共和國会社法』の修正についての決定」と國
務院による『中華人民共和國会社登記管理條例』
の修正についての決定」が 2006 年 1 月 1 日より施
行された。法律を正確に適用・規範化し、大衆に対
しての利便性を図り、外資審査批准と登記管理作
業を効果的に実施し、外商投資企業の健全な發展
を促し、我國が外資を利用する上での品質と水
準を向上させるために、「外商投資の会社審査批准
登記管理の法律適用にあたっての若干問題につ
いての執行意見」を貴方に印刷配布するので、これ
に従って執行するようお願いする。執行の過程で問
題があれば、遅滞なく報告してもらいたい。

添付資料：「外商投資の会社審査批准登記管理の
法律適用にあたっての若干問題についての執行意
見」

國家工商行政管理總局
商務部
稅關總署
國家外國為替管理局
二〇〇六年四月二十四日

タイトル：外資 登記 意見 通知
C C : 外交部、司法部、労働と社會保障部、國家
稅務總局
國家工商行政管理總局辦公廳
2006 年 4 月 27 日印刷配布

附件:

关于外商投资的公司审批登记管理
法律适用若干问题的执行意见

为了准确适用法律,规范、便民、高效地开展外商审批和登记管理工作,促进外商投资企业健康发展,提高我国利用外资的质量和水平,现就外商投资的公司审批和登记管理如何适用《中华人民共和国公司法》(以下简称《公司法》)、《中华人民共和国公司登记管理条例》(以下简称《公司登记管理条例》)以及国家关于外商投资的法律、行政法规和政策,提出以下执行意见。

一、外商投资的公司登记管理适用《公司法》和《公司登记管理条例》;有关外商投资企业的法律另有规定的,适用其规定;《公司法》、《公司登记管理条例》、有关外商投资企业的法律没有规定的,适用有关外商投资企业的行政法规、国务院决定和国家有关外商投资的其他规定。

二、外国公司、企业和其他经济组织或者自然人(以下简称外国投资者)可以同中国的企业、其他经济组织以中外合资、中外合作的形式依法设立公司,也可以外商合资、外商独资的形式依法设立公司。

以外商独资的形式依法设立一人有限责任公司的,其注册资本最低限额应当符合《公司法》关于一人有限责任公司的规定;外国自然人设立一人有限责任公司的,还应当符合《公司法》关于一人有限公司对外投资限制的规定。2006年1月1日以前已经依法设立的外商独资的公司维持不变,但其变更注册资本和对外投资时应当符合上述规定。

三、中外合资、中外合作的有限责任公司的董事会是公司的权力机构,其组织机构由公司根据《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》和《公司法》通过公司章程规定。

外商合资、外商独资的有限责任公司以及外商投资的股份有限公司的组织机构应当符合《公司法》和公司章程的规定。

四、外商投资的公司设立登记的申请期限应当符合《公司登记管理条例》规定。但是,以中外合作、外商合资、外商独资形式设立公司的,应当按照《中外合作经营企业法》和《外资企业法》的规定,自收到批准文件之日起30日内向公司登记机关申请设立登记。逾期申请设立登记的,申请人应当报审批机关确认原批准文件的效力或者另行报批。

添付資料:

外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用に
あつての若干問題についての執行意見

法律を正確に適用・規範化し、大衆に対しての利便性を図り、外資審査批准と登記管理作業を効果的に実施し、外商投資企業の健全な発展を促し、我が国が外資を利用する上での品質と水準を向上させるために、外商投資の会社の審査批准と登記管理について「中華人民共和國会社法」(以下「会社法」という)、「中華人民共和國会社登記管理条例」(以下「会社登記管理条例」という)及び外商投資についての国の法律、行政法規、政策をどのように適用するかについて、ここに以下の執行意見を提出する。

一、外商投資の会社の登記管理は「会社法」と「会社登記管理条例」を適用する。外商投資企業に係る法律で別段の規定がある場合、その規定を適用する「会社法」、「会社登記管理条例」、外商投資企業に係る法律で規定のない場合、外商投資企業に係る行政法規、國務院の決定、並びに、國家の外商投資に係るその他の規定を適用する。

二、外国会社、企業及びその他の経済組織又は自然人(以下、外国投資者という)は中国の企業、その他の経済組織と共に、中外合弁、中外合作の形式で適法に会社を設立することができ、外商合弁、外商独资の形式で適法に会社を設立することもできる。

外商独资の形式で適法に一人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は「会社法」の一人有限会社についての規定に適合していなければならない。外国の自然人が一人有限会社を設立する場合は、「会社法」の一人有限会社の对外投资制限についての規定にも適合していなければならない。2006年1月1日依然にすでに適法に設立した外商独资の会社はそのまま変わらないが、登録資本金の変更と对外投资を行なう場合は上記の規定に適合していなければならない。

三、中外合弁、中外合作の有限責任会社の董事会は会社の意思決定機関であり、その組織機構は会社が「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」と「会社法」に基づき、会社定款を通じて定める。

外商合弁、外商独资の有限責任会社及び外商投資の株式有限会社の組織機構は「会社法」と会社定款の規定に適合していなければならない。

四、外商投資の会社設立登記の申請期限は「会社登記管理条例」の規定に適合していなければならない。但し、中外合作、外商合弁、外商独资形式で会社を設立する場合、「中外合作経営企業法」と「外資企業法」の規定に基づき、批准書類を受け取った日から30日以内に会社登記機関に設立登記の申請をしなければならない。期限を過ぎて設立登記の申請をする場合、申請人は審査批准機関にもとの批准書類の効力を確認するか又は別途に申請

五、申请外商投资的公司的审批和设立登记时向审批和登记机关提交的外国投资者的主体资格证明或身份证明应当经所在国家公证机关公证并经我国驻该国使（领）馆认证。香港、澳门和台湾地区投资者的主体资格证明或身份证明应当依法提供当地公证机构的公证文件。

申请外商投资的公司的审批和设立登记，除提交《公司登记管理条例》第二十条或第二十一条规定的相应文件外，还应当向审批和登记机关提交外国投资者（授权人）与境内法律文件送达接受人（被授权人）签署的《法律文件送达授权委托书》。该委托书应当明确授权境内被授权人代为接受法律文件送达，并载明被授权人地址、联系方式。被授权人可以是外国投资者设立的分支机构、拟设立的公司（被授权人为拟设立的公司），公司设立后委托生效）或者其他境内有关单位或个人。

公司增加新的境外投资者的，也应当向审批和登记机关提交上述文件。

外商投资的公司向公司登记机关申请设立登记、股权转让变更登记时不再提交合资、合作合同和投资者的资信证明。

六、公司登记机关应当根据申请，依法将外商投资的公司类型分别登记为“有限责任公司”或“股份有限公司”，并根据其设立形式在“有限责任公司”后相应加注“（中外合资）”、“（中外合作）”、“（外商合资）”、“（外国法人独资）”、“（外国非法人经济组织独资）”、“（外国自然人独资）”、“（台港澳与外国投资者合资）”、“（台港澳与境内合资）”、“（台港澳与境内合作）”、“（台港澳合资）”、“（台港澳法人独资）”、“（台港澳非法人经济组织独资）”、“（台港澳自然人独资）”等字样，在“股份有限公司”后相应加注“（中外合资，未上市）”、“（中外合资，上市）”、“（外商合资，未上市）”、“（外商合资，上市）”、“（台港澳与外国投资者合资，未上市）”、“（台港澳与外国投资者合资，上市）”、“（台港澳与境内合资，未上市）”、“（台港澳与境内合资，上市）”、“（台港澳合资，未上市）”、“（台港澳合资，上市）”等字样。

公司登记机关可以根据国家利用外资产业政策及其相关规定，在公司类型后加注有关分类标识（如“（外资比例低于 25%）”、“（A 股并购）”、“（A 股并购 25%或以上）”等）。

对于 2006 年 1 月 1 日以前已经设立的外商投资的公司，公司登记机关应当在其变更登记时依上述规定做相应调整。

しなければならない。

五、外商投資の会社の審査批准と設立登記の申請を行なう場合、審査批准と登記機関に提出する外国投資者の主体資格証明又は身分証明は所在国の公証機関で公証を取得し、当該国に駐在する我国の大使館（領事館）の認証を受けなければならない。香港、マカオ、台湾地域の投資者の主体資格証明又は身分証明については当地の公証機関の公証を適法に提供しなければならない。

外商投資の会社の審査批准と設立登記の申請を行なう場合、「会社登記管理条例」第二十条又は第二十一条で定める関係書類を提出するほか、審査批准と登記機関に対し、外国投資者（授權者）と域内の法律文書の送達受領人（被授權者）が締結した「法律文書送達委任状」を提出しなければならない。当該委任状は域内の被授權者が法律文書の送達を代わって引き受けることを明確化し、被授權者の住所、連絡先を明記しなければならない。被授權者は外国投資者が設立した分支機構、設立予定の会社（被授權者が設立しようとしている会社の場合、会社の設立後に委託が効力を生じる）又はその他の域内の関係する単位又は個人であってよい。

会社が新たに域外の投資者を追加する場合にも審査批准と登記機関に上記書類を提出しなければならない。

外商投資の会社が会社登記機関に設立登記、持分譲渡変更登記を申請する場合、今後は、合併、合作契約と投資者の資金信用証明は提出しない。

六、会社登記機関は申請に基づき、適法に外商投資の会社の形態をそれぞれ「有限責任会社」又は「株式会社」として登記し、その設立形式に基づき、「有限責任会社」の後に「（中外合弁）」、「（中外合作）」、「（外商合弁）」、「（外国法人独资）」、「（外国非法人経済組織独资）」、「（外国自然人独资）」、「（台湾香港マカオと外国投資者の合弁）」、「（台湾香港マカオと域内の合弁）」、「（台湾香港マカオ非法人経済組織独资）」、「（台湾香港マカオ自然人独资）」等の文字で相応に注意書きし、「株式会社」の後に「（中外合弁、未上場）」、「（中外合弁、上場）」、「（外商合弁、未上場）」、「（外商合弁、上場）」、「（台湾香港マカオと外国投資者の合弁、未上場）」、「（台湾香港マカオと外国投資者の合弁、上場）」、「（台湾香港マカオと域内の合弁、未上場）」、「（台湾香港マカオと域内の合弁、上場）」、「（台湾香港マカオの合弁、未上場）」、「（台湾香港マカオの合弁、上場）」等の文字で相応に注意書きする。

会社登記機関は国が外商産業を利用する政策及びその関連規定に基づき、会社の形態の後に係る分類の印（たとえば「（外資比率は 25%を下回らない）」、「（A 株買収合併）」、「（A 株 25%又はそれ以上を買収合併）」等等）を注記することができる。

2006 年 1 月 1 日以前にすでに設立した外商投資の会社に対しては、会社登記機関はその登記変更の際に、上記の規定に従って相応の調整をしなければならない。

七、外商投資の会社設立以後、可以依法开展境内投资。公司登记机关不再出具相应的境内投资资格证明。

外商投資の会社の營業許可証は本意見の第六条載明公司詳細類型、且又申請設立一人有限公司の、由公司登記機關出具“非自然人獨資”の證明。

八、外商投資の会社の登録資本可以用人民币表示、也可以用其他可自由兌換的外币表示。作为公司注册资本的外币与人民币或者外币与外币之间的折算、应按发生（繳款）当日中国人民银行公布的汇率的中间价計算。

九、外商投資の有限責任公司（含一人有限公司）の股東首次出資額应当符合法律、行政法規の規定、一次性繳付全部出資的、应当在公司成立之日起六個月內繳足；分期繳付的、首次出資額不得低於其認繳出資額的百分之十五、也不得低於法定的註冊資本最低限額、並應當在公司成立之日起三個月內繳足、其餘部分の出資時間應符合《公司法》、有關外商投資的法律和《公司登記管理條例》の規定。其他法律、行政法規要求股東應當在公司成立時繳付全部出資的、從其規定。

外商投資の股份有限公司の出資应当符合《公司法》の規定。

十、外商投資の会社の股東の出資方式应当符合《公司法》第二十七條、《公司登記管理條例》第十四條和《公司註冊資本登記管理規定》の規定。在国家工商行政管理总局会同有关部门就货币、实物、知识产权、土地使用权以外的其他财产出资作出规定以前、股東以《公司登記管理條例》第十四條第二款所列財產以外的其他財產出資的、应当經境內依法設立的評估機構評估作價、核實財產、不得高估或者低估作價。實繳出資時還必須經境內依法設立的驗資機構驗資並出具驗資證明。

中外合資的有限責任公司的股東以《中外合資經營企業法》規定的實物（含設備）、工業產權等非貨幣財產（土地使用權除外）出資的、其價格可以由合營各方評議商定。

十一、外商投資の会社の股東以自己的名义通过借贷等方式筹措的资金应当视为自己所有的资金、經驗資機構出具驗資證明以後可以作為該股東的出資。

七、外商投資の会社を設立した後は、適法に域内の投資を行なうことができる。会社登記機關は、今後、相應の域内投資資格證明を發給しない。

外商投資の会社の營業許可証は本意見の第六条に從つて会社の詳細な形態を記載せず、しかも一人有限会社の設立を申請する場合、会社登記機關は「非自然人獨資」の證明を發給する。

八、外商投資の会社の登録資本は人民币で表示することができ、その他の兌換可能な外貨で表示することもできる。会社の登録資本としての外貨と人民币又は外貨と外貨その間の換金は、（支払が）発生した当日に中国人民銀行が公示した為替レートの仲値に從つて計算する。

九、外商投資の有限責任会社（一人有限会社を含む）の出資者の1回目の出資額は法律、行政法規の規定に適合していなければならない、出資額の全部を一括で払い込む場合は、会社が設立した日から6ヶ月以内に全額を払い込まなければならない。分割して出資する場合は、1回目の出資額はその出資者が出資を引き受ける額の15%を下回ってはならず、法で定める登録資本の最低限度額を下回ってもいけず、しかも、会社が成立した日から3ヶ月以内にその部分の出資額を全額払い込まなければならない、その他の部分の出資の時期は「会社法」、外商投資に係る法律及び「会社登記管理條例」の規定に適合しなければならない。その他の法律、行政法規にて出資者が会社の設立時に出資金の全額を払い込むよう求めている場合には、その規定に從う。

外商投資の株式有限会社の出資は「会社法」の規定に適合していなければならない。

十、外商投資の会社の出資者の出資方式は「会社法」第二十七條、「会社登記管理條例」第十四條、「会社登録資本登記管理規定」の規定に適合していなければならない。国家工商行政管理總局は係る部門と、通貨、現物、知的財産權、土地使用權以外のその他の財産による出資についての規定を定めるまでは、出資者は「会社登記管理條例」第十四條第二項にいう財産以外のその他の財産で出資する場合、域内に適法に設立した評価機構が評価して価格を決めて、財産を照合し、高めに評価したり低めに評価して価格を決めてはならない。出資金を払い込む際には、必ず域内に適法に設立した出資監査機構の出資監査を受けて、出資監査証明を作成しなければならない。

中外合資の有限責任会社の出資者が「中外合資經營企業法」で定める現物（設備を含む）、産業財産權等の非貨幣性資産（土地使用權を除く）で出資する場合、その価格は共同經營の各当事者が評議して協議の上で確定する。

十一、外商投資の会社の出資者が自身の名義で賃借する等の方式で工面した資金は自らが所有する資金と見なし、出資監査機構が出資監査証明を作成した後は、当該出資者の出資と見なすことができる。

十二、外商投资的公司申请变更登记的期限应当符合《公司登记管理条例》的规定。法律、行政法规规定或者国务院决定公司登记事项在变更登记前须经批准的，应当自审批机关批准之日起 30 日内申请办理变更登记。逾期申请的，申请人应当报原审批机关确认文件效力或者另行报批。

十三、外商投资的公司申请变更登记应当依照《公司登记管理条例》第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条规定提交相应的文件。因下列情形办理有关登记事项变更登记时还应当提交原审批机关的审批文件以及变更后的批准证书：

- (一) 注册资本；
- (二) 公司类型；
- (三) 经营范围；
- (四) 营业期限；
- (五) 股东或发起人认缴的出资额、出资方式；
- (六) 外商投资的公司合并、分立；
- (七) 跨审批机关管辖的地址变更；
- (八) 有限责任公司股权转让或股份有限公司股份转让（不涉及营业执照和批准证书载明事项的除外）。

除前款规定情形以外，外商投资的公司登记事项变更涉及公司章程修改的，应当在办理变更登记手续后 30 日内依法向审批机关办理变更手续。

十四、外商投资的公司迁移（跨原公司登记机关管辖的），应当向原公司登记机关申请办理迁移手续。跨审批机关管辖的，应当向迁入地审批机关提出申请。迁入地审批机关收到申请后，应当在 5 个工作日内征求迁出地审批机关意见；迁出地审批机关应当在收到征求意见函后的 5 个工作日内回复；迁入地审批机关收到意见后，应当在 3 个工作日内作出批复。原公司登记机关收到申请后，应当在 5 个工作日内征求迁入地登记机关意见；迁入地登记机关应当在 5 个工作日内回复；原公司登记机关根据迁入地公司登记机关和审批机关同意迁入的意见，收缴营业执照，出具迁移证明，并在 10 个工作日内将申请材料和公司登记档案移送迁入地的公司登记机关。申请迁移的公司凭迁移证明和审批机关的批准文件，向迁出地审批机关缴销批准证书，到迁入地审批机关领取批准证书，向迁入地的公司登记机关申请变更登记，领取营业执照。

十二、外商投資の会社が登記の変更申請する期限は「会社登記管理条例」の規定に適合しなければならない。法律、行政法規の規定又は國務院が、会社と会社登記事項について登記の変更前に必ず批准を受けなければならないと決めたものについては、審査批准機關が批准した日から 30 日以内に登記変更の手続を申請しなければならない。期限を過ぎて申請する場合、申請人はもとの審査批准機關に書類の効力を確認するか又は別途に申請しなければならない。

十三、外商投資の会社が登記の変更を申請する場合、「会社登記管理条例」第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条の規定に従って、係る書類を提出しなければならない。下記状況のために登記事項について登記の変更をする場合は、もとの審査批准機關の審査批准文書及び変更後の批准証書も提出しなければならない。

- (一) 登録資本金
- (二) 会社の形態
- (三) 経営範圍
- (四) 營業期限
- (五) 出資者又は発起人が払い込む出資額、出资方式
- (六) 外商投資の会社の合併、分立
- (七) 審査批准機關の管轄を超える住所の変更
- (八) 有限責任会社の持分譲渡又は株式有限会社の株式譲渡（營業許可証と批准証書に記載した事項に関連しない場合を除く）

前項で定める情報を除き、外商投資の会社登記事項の変更が会社定款の修正に及ぶ場合は、変更登記手続を行ってから 30 日以内に適法に審査批准機關で変更手続を行わなければならない。

十四、外商投資の会社が移転する場合（もとの会社登記機關の管轄を超える場合）、もとの会社登記機關に移転手続を申請しなければならない。審査批准機關の管轄を超える場合、転入地の審査批准機關に申請する。転入地の審査批准機關は申請を受けた後、5 業務日内に転出地の審査批准機關の意見を聴取しなければならない。転出地の審査批准期間は意見聴取書簡を受け取ってから 5 業務日内に回答しなければならない。転入地の審査批准機關は意見を受け取った後、3 業務日内に返答しなければならない。もとの会社登記機關は申請を受けた後、5 業務日内に転入地の登記機關の意見を聴取しなければならない。転入地の登記機關は 5 業務日内に回答しなければならない。もとの会社登記機關は転入地の会社登記機關と審査批准機關が移転に同意した意見に基づき、營業許可証を回収し、移転証明を発給し、また、10 業務日内に申請資料と会社登記届出を転入地の会社登記機關に移送する。移転を申請した会社は、移転証明と審査批准機關の批准書類によって、転出地の審査批准機關に批准証書を返上し、転入地の審査批准機關に赴き批准朱書を受領し、転入地の会社登記機關に登記変更の申請を行ない、營業許可証を受領する。

十五、外商投资的公司增加注册资本，有限责任公司（含一人有限公司）和以发起方式设立的股份有限公司的股东应当在公司申请注册资本变更登记时缴付不低于百分之二十的新增注册资本，其余部分的出资时间应符合《公司法》、有关外商投资的法律和《公司登记管理条例》的规定。其他法律、行政法规另有规定的，从其规定。

股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东认购新股，依照设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。

十六、申请人在下列情况下申请注册资本变更时，对于作为实物出资的进口货物按规定可以免税的，申请人应当向海关书面说明有关情况，并先凭《国家鼓励发展的内外资项目确认书》申请办理进口设备的凭保放行手续，在取得变更后的公司营业执照后，再办理相关的减免税手续：

（一）外商投资的公司增加注册资本时申请以进口实物出资并经审批机关批准的；

（二）外国投资者或者外商投资的公司并购境内企业同时增加注册资本时申请以进口实物出资并经审批机关批准的；

（三）外商投资的公司因注册资本的其他变动申请实物进口并经审批机关批准的。

十七、外汇管理部门在办理以下业务时，不再要求申请人提供变更后的公司营业执照：

（一）外商投资的公司增加注册资本时申请变更外汇登记或者开立、变更资本金账户；

（二）外国投资者或外商投资的公司并购境内企业同时增加注册资本时申请办理外汇登记或开立资本金账户；

（三）外商投资的公司减少注册资本而向外汇管理部门申请办理减资核准件；

（四）外商投资的公司因资本变动而办理其他变更外汇登记。

十八、外商投资的公司下列事项及其变更应当向公司登记机关备案：

（一）经审批机关批准的不涉及登记事项的公司章程修正案或修改后的公司章程（含投资总额的变更）；

（二）公司董事、监事、经理；

（三）公司分公司的设立和注销；

（四）公司清算组成员、清算组负责人名单。

外商投资的公司股东延期出资、实缴注册

十五、外商投資の会社が登録資本金を追加する場合、有限責任会社（一人有限会社を含む）と発起方式で設立した株式有限会社の出資者は、会社が登録資本金の変更登記を申請する際に、新たに増額する登録資本金の20%を下回らない額を払い込むとし、その残りの部分の出資金は「会社法」、外商投資に係る法律と「会社登記管理条例」の規定に適合しなければならない。その他の法律、行政法規で別段の定めがある場合は、その規定に従う。

株式有限会社が登録資本金を増額するために新株を発行する場合で、出資者が新株を引き受ける場合は、株式有限会社を設立して株金を支払うことについての規定に従って執行する。

十六、申請人が下記状況下で登録資本金の変更を申請する場合、現物出資としての輸入貨物が規定により免税扱いとなるものについては、申請人は税関に書面で係る状況を説明し、また、まずは「国家が発展を奨励する内・外資プロジェクト確認書」をもとに、輸入設備について保証を提供した上での通関許可手続の申請を行ない、変更後の会社営業許可証を取得した後で、係る税金の減免手続を行わなければならない。

（一）外商投資の会社が登録資本金を増額する際に、輸入現物での出資を申請し、審査批准機関の批准を受けた場合。

（二）外国投資者又は外商投資の会社が域内の企業を買収合併すると同時に登録資本金を増額する際に、輸入現物での出資を申請し、審査批准機関の批准を受けた場合。

（三）外商投資の会社が登録資本金のその他の変動のために現物輸入を申請し、審査批准機関の批准を受けた場合。

十七、外国為替管理部門が以下の業務を取り扱う際には、今後は、申請人に対し変更後の会社営業許可証の提供を求めない。

（一）外商投資の会社が登録資本金を増額する際に、外国為替登記の変更又は資本金口座の開設・変更を申請する場合。

（二）外国投資者又は外商投資の会社が域内の企業を買収合併すると同時に登録資本金を増額する際に外国為替登記の手続又は資本金口座の開設を申請する場合。

（三）外商投資の会社が登録資本金を減額し、外国為替管理部門に減資認可証の手続を申請する場合。

（四）外商投資の会社が資本の変動のために、外国為替登記のその他の変更の手続を行なう場合。

十八、外商投資の会社の下記事項及びその変更にあたっては、会社登記機関に届出を行わなければならない。

（一）審査批准機関の批准を受けた、登記事項に関連しない会社定款の修正案又は修正後の会社定款（総投資額の変更を含む）

（二）会社の董事、監事、經理（マネージャー）

（三）会社支店の設立と取消

（四）会社の清算委員会のメンバー、清算委員会の責任者の名簿

资本，不再办理备案手续，而应当按照《公司登记管理条例》办理相应的变更登记。

外商投资的公司办理备案事项，应当向公司登记机关提交由公司法定代表人（清算组负责人）签署的备案报告、证明备案事项发生的相关文件。备案文件齐备的，公司登记机关予以备案，并应申请人的要求，出具备案证明。

十九、外国投资者（授权人）变更境内法律文件送达接受人（被授权人）的，应当签署新的《法律文件送达授权委托书》，并及时向公司登记机关备案。被委托人名称、地址等事项发生变更的，也应当及时向公司登记机关备案。公司登记机关应当在公司登记档案中记载。

外国投资者没有办理上述备案的，公司登记机关将境内法律文件送达公司登记机关记载的被授权人，视为向外国投资者送达。

二十、外商投资的公司股东办理股权质押备案，应当向公司登记机关提交公司出具的股权质押备案申请书、审批机关的批准文件、质押合同。公司登记机关接受备案后，应申请人的要求，可出具载明出质股东名称、出质股权占所在企业股权的比例、质权人名称或姓名、质押期限、质押合同的审批机关等事项的备案证明。在质押期间，未经质权人同意，出质股东不得转让或再质押已经出质的股权，也不得减少相应的出资额。

二十一、外商投资的公司根据《公司法》第二十二条的规定申请撤销变更登记，应当向公司登记机关提交撤销变更登记申请书和人民法院的裁判文书。涉及外资审批事项的，还应当提交审批机关的批准文件。符合《公司法》规定的，公司登记机关作出准予撤销变更登记的决定，涉及营业执照记载事项的，应当换发营业执照。

二十二、外商投资的公司解散事由出现以后，公司未在《公司法》规定的期限内成立清算组进行清算，债权人也不向人民法院申请指定清算组进行清算的，外商投资公司的权力机构、股东、债权人可以根据《外商投资企业清算办法》的规定向审批机关申请进行特别清算。海关监管货物应当先办结海关手续，并补交相应税款。

外商投資の会社の出資者による出資の延期、登録資本金の払い込みについて、今後は、届出手続は行わず、「会社登記管理条例」に従って係る登記の変更を行わなければならない。

外商投資の会社届出事項は、会社の登記機関に会社法定代表人（清算委員会責任者）が署名した届出報告、届出事項の発生を証明する関係書類を提出しなければならない。届出書類が揃った場合、会社登記機関はこれを記録保管し、申請人の要求に応じて、届出証明を発行する。

十九、外国投資者（授權者）が域内の法律文書の送達受領人（被授權者）を変更する場合、新たな「法律文書送達委任状」を締結し、会社登記機関に遅滞なく届出をしなければならない。被委託者の名称、住所等に変更が生じた場合も、会社登記機関に遅滞なく届出をしなければならない。会社登記機関は会社登記記録ファイルの中に記載しなければならない。

外国投資者が上記の届出を行わなかった場合、会社登記機関は域内の法律文書を会社登記機関に記載する被授權者に送達することで、外国投資者に送達したものとする。

二十、外国投資の会社の出資者が持分質権設定届出の手続を行なう場合、会社の登記機関に会社が発行する持分質権設定申請用紙、審査批准機関の批准文書、質権設定契約を提出しなければならない。会社登記機関は届出を受理した後、申請人の要求に応じて、質権を設定した出資者の名称、質権を設定した持分が企業の持分に占める割合、質権者の名称又は氏名、質権設定期限、質権設定契約の審査批准機関等の事項を記載した届出証明を発行することができる。質権設定期間中、質権者の同意を得ることなく、質権を設定した出資者は、すでに質権を設定した持分を譲渡したり、再び質権を設定したりしてはならず、相応の出資額を減らしてもいけない。

二十一、外商投資の会社が「会社法」第二十二条の規定に基づき、登記の変更の取り消しを申請する場合、会社の登記機関に登記変更取消申請書と人民法院の裁判文书を提出しなければならない。外資の審査批准事項に関係する場合は、さらに審査批准機関の批准文書を提出しなければならない。「会社法」の規定に適合する場合は、会社登記機関が登記変更の取り消しを認める決定を下し、営業許可証の記載事項に関係したものである場合は、営業許可証を交換発給しなければならない。

二十二、外商投資の会社解散の事由が生じた後に、会社が「会社法」で定める期限内に清算委員会を設立して清算を行わず、債権者も人民法院に対し清算委員会を指定して清算を行なうよう申立てをしない場合、外商投資の会社の意思決定機構、出資者、債権者は「外商投資企業清算弁法」の規定に従って審査批准機関に特別清算を行なうよう申請することができる。税関の管理監督下にある貨物は先に税関手続を済ませてから、係る税金を追納しなければならない。

二十三、外商投资的公司申请注销登记，应当依照《公司登记管理条例》第四十四条提交相应文件。其中，清算报告还应当附税务机关的注销证明、海关出具的办结海关手续证明或者未办理海关登记手续的证明；外商投资的公司提前终止经营活动申请注销登记的，还应当提交审批机关的批准文件（法院裁定解散、破产或行政机关责令关闭、吊销营业执照、吊销设立许可或撤销公司设立登记的除外）。

二十四、外商投资的公司设立或撤销分公司，无须原公司登记机关核转，直接向分公司所在地的外商投资的公司登记机关申请登记。

根据法律、行政法规、国务院决定或者国家有关外商投资限制类项目以及服务贸易领域的专项规定，设立和撤销分公司需经有关部门批准的，应当自批准之日起 30 日内申请登记。逾期申请的，申请人应当报原审批机关确认文件效力或者另行报批。

二十五、公司登记机关不再办理外商投资的公司办事机构的登记。原已登记的办事机构，不再办理变更或者延期手续。期限届满以后，应当办理注销登记或根据需要申请设立分公司。外商投资的公司分公司可以从事公司经营范围内的联络、咨询等业务。

以办事机构名义从事经营活动的，由公司登记机关依法查处。

二十六、外商投资的公司股东、发起人未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关按照《公司注册资本登记管理规定》的适用原则实施处罚。2006 年 1 月 1 日以前设立的公司，其出资时间以设立登记时为准。

对于中外合作的公司，逾期不履行出资义务的，按照《中外合作经营企业法》第九条规定，由公司登记机关责令其限期履行；逾期仍不履行的，按本条第一款处理；对于外商合资或外商独资的公司，逾期不缴付的，公司登记机关除了按本条第一款处理，还可以按照《外资企业法》第九条规定，吊销其营业执照。

二十七、外商投资的公司超出核准登记的经营范围，擅自从事《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类项目经营活动的，公司登记机关适用《公司登记管理条例》第七十三条规定处罚。

外商投资的公司超出核准登记的经营范围，擅自从事《外商投资产业指导目录》限制类、禁

二十三、外商投資の会社が登記の抹消を申請する場合、「会社登記管理条例」第四十四条に基づき係る書類を提出しなければならない。そのうち、清算報告は、さらに税務機関の抹消証明、税関が発行した税関手続完了証明又は税関登記手続完了の証明を添えなければならない。外商投資の会社が経営活動を繰り上げて終了し、登記の抹消を申請する場合、さらに審査批准機関の批准文書を提出しなければならない。（法院が解散・破産の裁決を出したり或いは行政機関が閉鎖・営業許可証の取消・設立許可の取消又は会社設立登記の抹消を命じる場合は除く）

二十四、外商投資の会社を設立する又は支店を取り消す場合、もとの会社登記機関による仮認証は不要であり、直接に支店の所在地の外商投資の会社登記機関に登記を申請する。

法律、行政法規、国务院の決定或いは国家の外商投資制限類プロジェクト及びサービス貿易分野についての個別の規定に基づき、支店を設立・取消すにあたって関係部門の批准を受ける必要がある場合は、批准された日から 30 日以内に登記を申請しなければならない。期限を過ぎて申請する場合、申請人はもとの審査批准機関に書類の効力を確認するか又は別途に申請しなければならない。

二十五、会社登記機関は今後は外商投資の会社の事務機構の登記手続を取り扱わない。すでに登記した事務機構について、今後は、変更又は延長手続を取り扱わない。期限が満了した後は、登記抹消を行なうか或いは必要に応じて支店の設立を申請しなければならない。外商投資の会社の支店は会社の経営範囲内の連絡、コンサルティング等の業務を取り扱うことができる。

事務機構の名義で経営活動を行なう場合、会社登記機関から法に従って処分を受ける。

二十六、外商投資の会社の出資者、発起人が出資としての貨幣又は非貨幣性資産を払い込んでいない又は期限通りに払い込んでいない場合、会社登記機関は「会社登録資本金管理規定」の適用原則に従ってこれを処罰する。2006 年 1 月 1 日以前に設立した会社については、その出資期間は設立登記時を基準にする。

中外合作の会社が、期限を過ぎて出資義務を履行する場合、「中外合作经营企业法」第九条の規定に従い、会社登記機関が期限を定めた上でその会社に履行するよう命じ、期限を過ぎても履行しない場合、本条第一項に基づき処理する。外商合弁又は外商独资の会社が、期限を過ぎても払い込みを行わない場合、会社登記機関は本条第一項に基づき処理するほか、「外資企業法」第九条の規定に基づき、その営業許可証を取消することもできる。

二十七、外商投資の会社が登記を認められた経営範囲を逸脱し、「外商投資産業指導目録」の奨励類、許可類のプロジェクトの経営活動を無断で取り扱った場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」第七十三条の規定を適用しこれを処罰する。

外商投資の会社が登記を認められた経営範囲を

止类项目经营活动的，公司登记机关可以认定为“超出核准登记的经营范围，擅自从事应当取得许可证或者其他批准文件方可从事的经营活动的违法经营行为”，适用《无照经营查处取缔办法》的规定予以处罚。构成犯罪的，依法追究其刑事责任。

二十八、台湾地区、香港特别行政区、澳门特别行政区的投资者、定居在国外的中国公民（华侨）投资设立的公司，以及外商投资的投资性公司、外商投资的创业投资公司投资设立的公司，其审批登记管理参照适用本意见。

【注】您也可以点击以下网址，查看该执行意见的官方原文：
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

I 经常项目外汇账户和境内居民个人购汇操作规程

【发布单位】国家外汇管理局综合司
【发布文号】汇综发【2006】32号
【发布日期】2006-04-19
【施行日期】2006-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030600000000000.3&id=4

I 最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（一）

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释【2006】3号
【发布日期】2006-04-28
【施行日期】2006-05-09
【提 示】根据该规定，人民法院在《中华人民共和国公司法（2005年修订）》实施后尚未审结的和新受理的民事案件，如果该民事行为或事件发生在《中华人民共和国公司法（2005年修订）》实施以前的，则适用当时的法律法规和司法解释。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=109879&PHPSESSID=99da28b13234d2616b2e9c3195d72160

逸脱し、「外商投資産業指導目録」の制限類、禁止類のプロジェクトの経営活動を無断で取り扱った場合、会社登記機関は「登記を認められた経営範囲を逸脱し、許可証又はその他の批准文書を取得してからでないで取り扱うことのできない経営活動を無断で取り扱う違法経営行為」であると認定し、「無免許経営処分取締弁法」の規定を適用して、処罰することができる。犯罪を構成する場合は、法に従ってその刑事責任を追及する。

二十八、台湾地区、香港特别行政区、マカオ特别行政区の投資者、国外に定住する中国公民（華僑）が出資して設立した会社、及び、外商投資の傘型会社、外商投資のベンチャーキャピタルカンパニーが出資して設立した会社、及び、外商投資による傘型会社、外商投資によるベンチャーキャピタルカンパニーが出資して設立した会社については、その審査批准登記管理は本意見に照らして適用する。

【注】下記 URL のクリックにより、執行意見の公式サイトをご覧いただくことも可能です。
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

I 經常項目の外国為替口座と域内住民個人の 外貨購入についての取扱規定

【発布機関】国家外国為替管理局綜合司
【発布番号】匯綜發【2006】32号
【発布日】2006-04-19
【施行日】2006-05-01
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030600000000000.3&id=4

I 「中華人民共和國会社法」の適用にあたっての若干問題についての最高人民法院による規定（一）

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法積【2006】3号
【発布日】2006-04-28
【施行日】2006-05-09
【コメント】この規定によると、人民法院は「中華人民共和國会社法（2005年改正）」の施行後、まだ結審していない民事事案と新たに受理した民事事案が、その民事行為又は事件が「中華人民共和國会社法（2005年改正）」施行前に発生したものである場合、その当時の法律法規と司法解释を適用するとされています。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=109879&PHPSESSID=99da28b13234d2616b2e9c3195d72160

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

l 关于外商投资审批和登记管理法律适用的最新规定简析（连载一）

为了准确适用 2005 年新修订的《公司法》（以下简称“《公司法》”）和有关外商投资的法律，方便外商投资项目审批和登记管理，2006 年 04 月 24 日，中国国家工商行政管理总局、中国商务部、中国国家外汇管理局和中国海关总署，联合发布了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字【2006】81 号；以下简称“《执行意见》”）。自颁布之日起，《执行意见》将成为外商投资的公司审批、登记实践操作中的重要法律依据。有鉴于此，律师结合实践经验，对外商投资的公司适用《执行意见》时需要注意的要点以及以往不同的要点简单总结如下，供读者参考：

n 关于法律适用原则

根据《执行意见》第 1 条的规定，有关外商投资企业的法律有规定的，适用其规定；没有规定的，适用《公司法》和《公司登记管理条例》；都没有规定的，适用有关行政法规、国务院决定和国家的其他规定。

实践中，应注意，对于外商投资的部分专门行业（例如外商投资的投资性公司、研发中心、出口采购中心、拍卖公司、图书/报纸/期刊分销公司、印刷公司、物流公司、国际货物运输代理公司、船务公司、铁路货物运输公司、医疗机构、电影院、旅行社、认证机构、人才中介机构、电信公司等），有关外商投资企业的法律、《公司法》、《公司登记管理条例》都没有作专门的明确规定，而是由商务部针对外商投资各个不同的行业出台专项规定（根据《立法法》，这些专项规定属于部门规章；律师理解，属于《执行意见》中的“国家的其他规定”）。因此，外商投资设立该等公司时，首先应当适用的是商务部的专项规定。

例如，关于注册资本的问题：

- 设立外商投资物流公司，根据商务部的专项规定，其最低注册资本是 500 万美

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関係する新たな情報

l 外商投資審査批准と登記管理の法律適用についての最新の規定の簡潔な分析（連載一）

2005 年に新たに改正された「会社法」（以下『会社法』といいます）と外商投資に係る法律に適用し、外商投資プロジェクトの審査批准と登記管理上の利便性を踏まえて、2006 年 4 月 24 日、中国国家工商行政管理総局、中国商務部、中国国家外国為替管理局と中国税関総署は、「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」（工商外企字【2006】81 号、以下『執行意見』といいます）を共同で発表しました。発表された日から、「執行意見」は外商投資の会社の審査・登記の実践での取扱における重要な法的根拠となります。そのため、弁護士は実践での経験と結び付けて、外商投資の会社が「執行意見」を適用する際に注意が必要なポイント及びこれまでと異なってくるポイントについて、ご参考まで以下の通り簡潔にまとめてみました。

n 法律適用の原則について

「執行意見」第 1 条の規定によると、外商投資企業に関係する法律に規定がある場合、その規定を適用する。規定がない場合、「会社法」と「会社登記管理条例」を適用し、いずれにも規定がない場合、行政法規、國務院の決定及び国のその他の規定を適用するとされています。

実践の中では、外商投資の一部の専門の業種（たとえば、外商投資の傘型会社、R&D センター、輸出調達センター、競売会社、書籍/新聞/定期刊行物国内販売会社、印刷会社、物流会社、国際貨運代理会社、船務会社、鉄道貨物運輸会社、医療機構、映画館、旅行社、認証機構、人材仲介機構、電信会社等）については、外商投資企業に関する法律、「会社法」、「会社登記管理条例」にはいずれも個別の明確な規定がなく、しかも、商務部が外商投資の異なる業種について個別の規定を發布します。（「立法法」によれば、これらの個別規定は部門規則に該当することになります。弁護士は、「執行意見」における「国家のその他の規定」に該当すると考えます。）したがって、外商投資でこれらの会社を設立する場合、まず適用すべきなのは商務部の個別規定です。

元，这就不能直接适用《公司法》关于最低注册资本为3万元人民币的规定；

- 设立通常的外商投资的公司（如，外商投资咨询公司），原来上海市的规定为，通常注册资本不得低于14万美元且投资总额不得低于20万美元。由于法律、法规和其他规章没有作明确的专项规定，因此，原来最低14万美元的规定不再执行，只要符合《公司法》最低3万元人民币的规定即可。

实践中，审批机关还是会针对公司的经营规模以及通常的资金需求数量对其进行审查，对于注册资本虽然符合最低3万元人民币标准，但与经营规模明显不相适应的，审批机关有权要求更改，或者不予审批。

n 关于公司组织机构设置

《执行意见》第3条规定，中外合资、中外合作有限责任公司董事会是公司的权力机构，其组织机构根据《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》和《公司法》通过公司章程规定；而外商合资、外商独资的有限责任公司（这两类公司即是指由《外资企业法》所调整的全部资本由外国投资者投资的企业）以及外商投资的股份有限公司组织机构应当符合《公司法》和公司章程的规定。

实践中，应当注意：

- 中外合资、中外合作有限责任公司的权力机构仍然是董事会；
- 外商合资有限责任公司，根据《公司法》的规定，其组织机构中应当设立股东会，股东会是公司权力机构；
- 外商独资设立一人有限责任公司，应当符合《公司法》中关于“一人公司”的相关规定。即，可以不设股东会，股东决议以书面作出。而其他组织机构如何设立，《公司法》并未直接规定，律师认为，应根据《公司法》第58条的规定，适用一般有限责任公司的规定。即，应根据公司实际情况设立董事会/执行董事、监事会/监事，并在《公司章程》中规定；
- 外商投资的股份有限公司的权力机构应当是股东大会。

たとえば、登録資本金については、

- 外商投資物流会社を設立する場合、商務部の個別規定によると、その最低登録資本金額は500万米ドルとなっていますので、ここでは直接に「会社法」の最低登録資本金3万人民元という規定を適用することはできません。
- 一般的な外商投資の会社（たとえば、外商投資コンサルティング会社）を設立する場合、もともとの上海市の規定では、通常、登録資本金は14万米ドルを下回ってはならず、また、総投資額は20万米ドルを下回ってはならないというものでした。法律、法規及びその他の規則には明確な個別規定がないことから、もともとの最低14万米ドルという規定は、執行されないことになるため、「会社法」の最低3万人民元という規定を満たせばよいことになりません。

実践の中では、審査批准機関は引き続き、会社の経営規模及び通常資金需要量という側面からその会社について審査を行なうため、たとえ登録資本金が最低3万人民元という基準を満たしていても、経営規模と比べて明らかに不釣り合いである場合、審査批准機関は改めるよう求めるか又は審査批准しない権限を有します。

n 会社組織機構の設置について

「執行意見」第3条では、中外合弁、中外合作有限責任会社の董事会は会社の意思決定機構であり、その組織機構は「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」及び「会社法」に基づき会社定款を通じて定め、また、外商合弁、外商独资の有限責任会社（この2タイプの会社は「外資企業法」で調整した、全部の資本を外国投資者が投資する企業をいいます）及び外商投資の株式有限責任会社の組織機構は「会社法」と会社定款の規定に適合していなければならないと規定しています。

実践の中では、次の事項に注意する必要があります。

- 中外合弁、中外合作有限責任会社の意思決定機構は引き続き董事会です。
- 外商合弁有限責任会社は、「会社法」の規定に従い、その組織機構の中に株主会を設立しなければならないが、株主会は会社の意思決定機構です。
- 外商独资で一人有限責任会社を設立する場合、「会社法」の中の「一人会社」の関係規定に適合しなければなりません。つまり、株主会を設立しなくてもよいが、出資者の決議は書面で行なわなければならない。また、その他の組織機構をどのように設立するかについて、「会社法」では直接には定めていませんが、弁護士の判断では、「会社法」第58条の規定に従って、一般の有限責任会社の規定を適用すべきであり、つまり、会社の実際の状況に応じて董事会/执行董事、监事会/監事を設置し、それらを「会社定款」の中で定めなければならないものと考えます。

- 外商投資の株式有限会社の意思決定機構は株主総会であるはずで。

n 关于投资人主体资格证明的公证、认证文件

《执行意见》第 5 条规定，外商投资的公司 在公司审批和设立登记时，或者在公司增加新的 境外投资者时，应向审批和登记机关提交经公 证和认证的外国投资者的主体资格证明文件。（港 澳台地区投资者应当提交经当地公证机构公证的 主体资格证明文件）。

律师认为，此项规定主要是审批机关需要了 解外国投资者的真实性以及投资资金的真实来 源，防止“假外资”。

实践中遇到的问题：

- 日本有的公证机关对于《工商登记簿本》 不予公证（原因是公证人员不能对簿本 上的印章的真实性予以确认），曾经采取 的变通做法是，在《工商登记簿本》前 附上企业法定代表人的签名，这样通常 就可以获得公证；
- 对来自台湾的自然人投资主体而言，台 湾的公证机构对于其所持有的由大陆发 放的《台湾居民来往大陆通行证》不予 公证，对此，上海的审批机关同意在投 资主体说明情况的基础上，由审批机关 核对《台湾居民来往大陆通行证》原件 与影印件的方式予以认可。

n 关于股东首次出资

《执行意见》第 9 条规定，外商投资的有限 责任公司的股东一次性缴付全部出资的，应当 在公司成立之日起 6 个月内缴足；分期缴付的， 首次出资额不得低于其认缴出资额的 15%，也不 得低于法定的注册资本最低限额，并应当在公司 成立之日起 3 个月内缴足，其余部分的出资时间 应符合《公司法》、有关外商投资的法律和《公司 登记管理条例》的规定。

实践中，应当注意：

- 上述规定与《公司法》不完全相同。《公 司法》第 26 条规定，公司全体股东的 首次出资额不得低于注册资本的 20%， 《执行意见》规定为 15%；《公司法》 未明确规定首次出资的期限，《执行意 见》规定外商投资的公司首次出资必 须在公司成立之日起 3 个月内缴足。
经律师调查，目前在上海市的外商 投资的公司登记实践中，通常可以按 照《执行意见》操作，即首次出资额最 低为 15%，首次出资期限为公司成立之

n 投資者の主体資格証明の公証、認証の書類 について

「執行意見」第 5 条では、外商投資の会社の 審査・設立登記の際に、或いは、会社が新たな域外 の 投資者を追加する際に、審査・登記機関に公証と認 証を受けた外国投資者の主体資格証明書類を提出 しなければならないと定めています。（香港台湾地 区の投資者は現地の公証機関の公証を受けた主 体資格証明書類を提出しなければなりません。）

これについて弁護士は、この規定は主に審査批 准機関が外国投資者の真实性及び投資資金の真 実の出所を把握し、「虚偽の外資」を防ぐためである と判断します。

実践の中で遭遇する問題について

- 日本のある公証機関は「商業登記簿簿本」に ついては公証を行なわない（理由は公証係は 簿本上の印鑑の真实性を確認することができ ないというもの）場合がありますが、過去に採 用した融通の幅を効かせた方法としては、「商 業登記簿簿本」の前に企業法定代表者の署 名を添付しておけば、通常、公証を取得する ことができます。
- 台湾からの自然人の投資主体について、台湾 の公証機関はその自然人が持っている大陸 から発給された「台湾住民往来大陸通行証」 については公証を行ないませんが、これにつ いては、上海の審査批准機関が投資主体に よる状況の説明を認めた場合、審査批准機関 は「台湾住民往来大陸通行証」のオリジナル とコピーを照合する方法で認可します。

n 出資者の 1 回目の出資について

「執行意見」第 9 条では、外商投資の有限責任 会社の出資者が出資を全額一括で払い込む場合、会 社が設立した日から 6 ヶ月以内に全額払い込ま なければならない、分割して出資する場合は、1 回目の 出資額はその出資者が出資を引き受ける額の 15%を下回ってはならず、しかも、会社が成立した 日から 3 ヶ月以内にその部分の出資額を全額払い 込まなければならない、その他の部分の出資の時期 は「会社法」、外商投資に係る法律及び「会社登記 管理条例」の規定に適合しなければならないと定め ています。

実践の中では、次の事項に注意する必要があります。

- 上記規定は「会社法」とは完全に異なります。 「会社法」第 26 条では、会社の出資者全員の 1 回目の出資額は登録資本金の 20%を下回 ってはならないと定めており、「執行規定」では 15%と定めています。「会社法」では 1 回目の 出資の期限を明確には定めていませんが、 「執行意見」では外商投資の会社の 1 回目の

日起3个月。

- 《公司登记管理条例》规定，外商投资的有限责任公司的股东首次出资额应当符合法律、行政法规的规定，其余部分应当自公司成立之日起2年内缴足，其中，投资公司可以在5年内缴足。

对此，律师理解，《外资企业法实施细则》关于外资企业“最后一期出资应在营业执照签发之日起3年内缴清”的规定不再执行，外商合资、外商独资这两类公司的注册资本都应当在成立之日起2年内缴足。

由于现行法律、法规中没有对中外合资、中外合作有限责任公司缴付最后一期出资的期限作出明确规定，因此，中外合资、中外合作有限责任公司也应当根据《公司法》、《公司登记管理条例》的规定，在公司成立之日起2年内缴足注册资本。

外商投资举办投资性公司，可以不再执行《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》中关于“外国投资者对投资性公司的出资应当在营业执照签发之日起2年内全部缴清”的规定，而可以在5年内缴足注册资本。

出资是会社を設立した日から3ヶ月以内にその部分の全額を払い込まなければならないと定めています。

弁護士の調査によると、現在、上海市の外商投資の会社登記についての実践においては、通常、「執行意見」に基づき取り扱うことができ、つまり、1回目の出資額の最低額は15%であり、1回目の出資期限は会社の設立日から3ヶ月となります。

- 「会社登記管理条例」では、外商投資の有限責任会社の出資者の1回目の出資額は法律、行政法規の規定に適合していなければならない、その残りの部分は会社が設立した日から2年以内に全額を払い込まなければならない、そのうち、投資会社は5年以内に全額を払い込めばよいと定めています。

これについて、弁護士は、「外資企業法実施細則」の中の外資企業についての「最後の出資は営業許可証が交付された日から3年以内に全額を払い込まなければならない」という規定は今後は執行されず、外商合併、外商独資の2タイプの会社の登録資本金はいずれも成立した日から2年以内に全額を払い込まなければならないと解釈します。

現行の法律、法規の中では、中外合併、中外合作有限責任会社の場合の最後の出資期限について明確な規定がされていないことから、中外合併、中外合作有限責任会社は「会社法」、「会社登記管理条例」の規定に従って、会社が設立した日から2年以内に登録資本金を全額払い込まなければならないと見なされます。

外商投資で傘型会社を設立する場合は、「外商投資で傘型会社を設立することについての商務部による規定」の中の「外商投資者による傘型会社への出資は、営業許可証の交付日から2年以内に全額を払い込まなければならない」という定めは今後は執行されなくなり、5年以内に登録資本金を全額払い込めばよいこととなります。

【备注】“关于外商投资审批和登记管理法律适用的最新规定简析”一文，我们将分两期予以登载。“关于外商投资审批和登记管理法律适用的最新规定简析（连载二）”将登载于下一期（Issue 11）《里兆法律资讯》中，请您届时予以关注。

（里兆律师事务所 2006年05月12日整理编写）

【備考】「外商投資審査批准と登記管理の法律適用についての最新の規定の簡潔な分析」と題する文章については2回に分けて掲載する予定です。「外商投資審査批准と登記管理の法律適用についての最新の規定の簡潔な分析」（連載二）は次回（Issue 11）の「里兆法律情報」に掲載いたしますので、引き続きご参照ください。

（里兆法律事務所が2006年5月12日付けで作成）